

介護保険住宅改修の手引き



介護保険における住宅改修費の支給は、福祉用具と併せて、居宅でサービスを受ける要介護（要支援）者の住環境を整えるサービスです。

利用者の住環境を整えることで、低下した身体機能を補うだけでなく、転倒事故等による要介護度の重度化を防ぎ、住み慣れた自宅で自立した生活を送ることを可能とする重要な役割を持っています。

この冊子が、皆様が介護保険住宅改修費の支給申請を行う際の一助となることを期待しております。

なお、この冊子で示されている内容は飯塚市においての取扱いであり、他保険者においての取扱いとは相違する場合がありますのでご了承ください。

飯塚市 介護保険課

令和6年4月

～ 目 次 ～

1 住宅改修の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

2 住宅改修費支給の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

3 住宅改修の種類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～10

4 支給限度基準額と住宅改修費の支払い方法・・・・・・・・ P 11～14

5 申請関係・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15～18

6 申請書類等記入例・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19～38

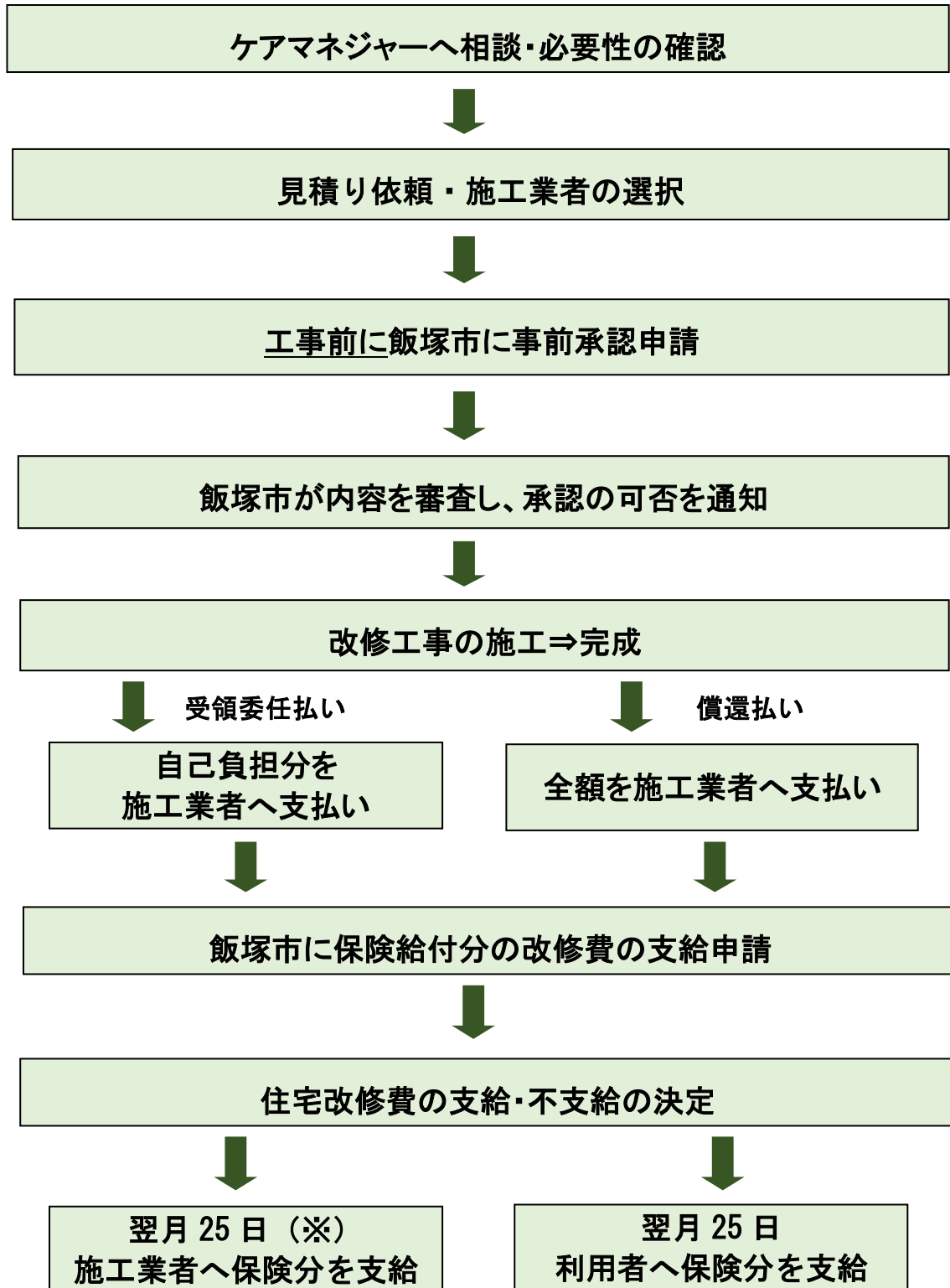
7 住宅改修費における介護給付費の適正化について・・・・・・・・ P 39

8 介護サービス関係Q & A集（厚生労働省HPより）・・・・・・・・ P 40～45

本書では次の告示、通知については以下の略称を用いて、整理しています。

略称	名 称
改修告示	厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年3月31日厚生省告示第95号)
貸与告示	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具 の種目 (平成11年3月31日厚生省告示第93号)
購入告示	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目 (平成11年3月31日厚生省告示第94号)
課長通知	介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて (平成12年1月31日厚生省老人保健局企画課長通知第34号)
留意事項通知	「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」 の改正等に伴う実施上の留意事項について (平成21年4月10日厚生労働省老健局振興課長通知第0410001号)

1 住宅改修の流れ



(※) 25 日が土日祝日の場合は、直前の営業日に支給します。

(※P11 参照)

2 住宅改修費支給の要件

以下の要件を満たしている場合、住宅改修費の支給を受けることができます。

- ① 要支援1・2 要介護1～5 の認定を受けていること。
- ② 住所地の住宅であること。
- ③ 利用者が在宅生活をしていること。
- ④ 日常生活動作の動線上必要なものであること。
- ⑤ 新築・増築の住宅でないこと。
※これから新築・増築の施工を行う場合は保険対象になりません。
- ⑥ 地域包括支援センターもしくは指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーの確認により、日常生活動作(※)に関連して住宅改修の必要性が認められた方

※介護保険で行う住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのもので、趣味や仏壇等へのお参り、仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事については、介護保険の対象とはなりません。

ここでの日常生活動作とは、在宅での生活を続けていくための動作を指しています。

◆P3～P10までの住宅改修の種類に該当する工事が対象となるため、自費での工事・介護保険を使つての工事に関わらず、既にあるものが破損・老朽化したことによる工事は保険の対象となりません。

◆住宅改修の対象・対象外となる事由一覧（例）

対 象 (例)	対 象 外 (例)
<ul style="list-style-type: none">・ 入浴・ 排せつ・ 洗濯・ 日用品の買い物・ 介護サービスを利用する際の外出・ 通院	<ul style="list-style-type: none">・ 趣味のためのもの・ 散歩等の運動・ リハビリを目的とするもの・ 宗教に関するもの・ 畑や庭の手入れ

3 住宅改修の種類

住宅改修費支給の対象となっているものは、以下のとおりです。

住宅改修の種類	記載ページ
① 手すりの取付	P 3～4
② 段差の解消	P 5～7
③ 床又は通路面の材料の変更 (滑りの防止及び移動の円滑化のためのもの)	P 8
④ 引き戸等への扉の取替	P 8
⑤ 洋式便器等への便器の取替	P 9
⑥ 付帯工事について	P 10

(改修告示より)

以下、住宅改修の定義については、課長通知より抜粋

① 手すりの取付

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる、取付けに際し工事を伴わない「手すり」に該当するものは除かれる。

【貸与告示第七項】

手すり・・・取付けに際し工事を伴わないものに限る。

※家屋の構造上金具での取り付けができない場合を除き、原則**金具で固定**してください。

※ブラケットや支柱等の部材は**メーカーの推奨する取付け間隔を遵守し、十分な埋め込み幅をとる**等安全性を確保してください。

～Q&A～

(Q1)接着剤で取り付けるものは対象となりますか

(A1)接着剤での取り付けは、金具での取り付けが家屋の構造上できない場合、かつ接着剤で固定する際に使用する特定の部材を安全に固定する強度が証明できる資料がある場合にのみ対象とします。

この場合、施工後の写真では固定されていることが確認できないため、取りつける工程ごとの写真を提出してください。

(Q2)可動式の手すりは対象となりますか

(A2)金具で住宅に固定する工事が行われるものであれば、当該被保険者の心身の状況、住宅の状況を勘案して必要と認められる理由がある場合にのみ対象とします。

理由書に状況を詳しく記載してください。

(Q3)動線の両側に手すりを取り付けたいが対象となりますか

(A3)例えば本人が片手に麻痺があるなど、両側に手すりがなければ動作ができない身体的理由がある場合にのみ対象とします。

(Q4)紙巻器付き手すり等、手すり以外の機能がついたものは対象となりますか

(A4)手すりは転倒予防もしくは移動又は移乗動作に資することを目的として保険給付の対象となるものです。

紙巻器等手すり以外の部分は保険給付の対象にできませんが、メーカーによる手すり部分とその他の費用の按分資料がある場合は、手すり部分を保険給付の対象とします。

(Q5)2階に上がるための階段の手すりの設置は対象となりますか

(A5)まずは上階での生活スペースを1階に移すことができないか十分な検討をしてください。検討の結果やむを得ない事情がある場合は対象となりますが、安全性が担保できない場合等は対象外とします。

(Q6)家具等への手すりの設置は支給対象となりますか

(A6)設置する家具等が住宅に固定されており、十分な強度がある場合にのみ対象とします。施工業者において、強度が十分に担保できるかどうかの説明文書を作成してください。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる『スロープ』又は購入告示第三項第五号に掲げる『浴室内すのこ』による段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

【貸与告示第八項】

スロープ・・・段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

【購入告示第三項第五号】

入浴補助用具に分類される「浴室内すのこ」

※踏み台を設置する場合は、持ち運びができないように必ず固定してください。

注意1: 玄関の上がり框等に式台取り付け・階段を増やして段差を緩やかにする工事

下記の幅までを保険給付の対象とします。

この基準を超えるサイズのものを作成する場合は対象となる材料費を按分してください。

なお、段の高さについては、利用する方の歩行状態により適切な高さにしてください。

横幅	踏み面の奥行
90cmまで	40cmまで

注意2: スロープを設置する工事

下記の幅までを保険給付の対象とします。

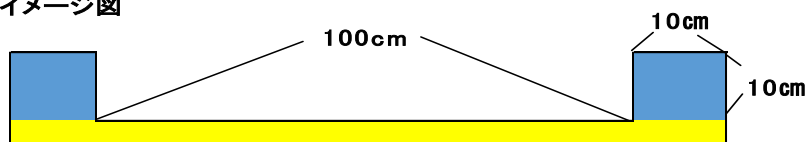
この基準を超えるサイズのものを作成する場合は対象となる材料費を按分してください。

また、スロープの設置に伴う転落防止柵や脱輪防止の立ち上がり部を作成する場合はその部分も給付対象に含めます。

※立ち上がり部を作成する場合、保険対象は高さ \times 厚み共に10cm程度までを想定しています。

横幅
有効幅員100cmまで

イメージ図



～Q&A～

(Q1)居室やトイレ等部屋全体のかさ上げ工事は段差の解消として対象となりますか

(A1) 居室の変更やスロープの設置等、他の手段がない場合にのみ対象とします。
検討結果を理由書に詳しく記載してください。

(Q2)浴槽の取替や浴室の床のかさ上げは段差の解消として対象となりますか

(A2) 福祉用具の活用により段差の解消をすることができ、工事より費用が抑えられる場合があります。「浴槽手すり」「浴槽台」「浴室内すのこ」「浴槽内すのこ」等の福祉用具を活用することができないか検討を行ってください。上記についての検討の結果、工事を申請する場合は、上記により改善できない理由を理由書に詳しく記載してください。

(Q3)昇降機、リフト、段差解消機等の設置は対象となりますか

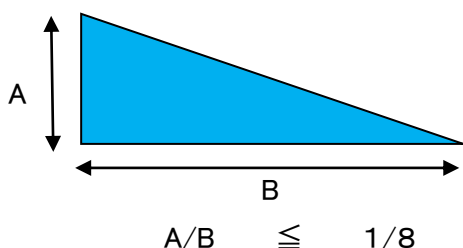
(A3) 昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。

(Q4)福祉用具貸与の対象となるスロープを置く路面を整える工事は対象となりますか

(A4) 取付工事を伴わないスロープを置くための路面を整える工事は対象外です。

(Q5)屋外スロープ設置の際の勾配の目安はありますか。

(A5) 屋外スロープの勾配の目安は、歩行で1/8以下、車椅子で1/12(介助)～1/15(自走)を推奨します。(建築基準法、新バリアフリー法による)



(Q6)特定福祉用具に分類される「浴室内すのこ」を金具で取りつける場合は住宅改修の対象になりますか。

(A6) 特定福祉用具を取り付ける工事は住宅改修の対象となりません。ただし、特定福祉用具そのものは、福祉用具購入の対象となります。

(Q7)ユニットバスの工事は介護保険の対象となりますか

(A7) (Q2)の回答を参照。

加えて、次ページの表のように、ケアマネジャーによる理由書にもとづき、対象となる部材の価格が分かるメーカーが作成した部材価格表の提示があった場合にのみ対象とします。

◆ユニットバスの設置による改修項目と留意点

下記のうち、利用者の身体状況により必要と認められる項目のみが保険給付の対象となります。

部材	改修項目	理由書	写真
手すり	○手すりの取付け ・現状不足している手すりに限る	通常の手すりと同じ	施工前→必要な箇所に手すりがついていないことがわかるもの
浴槽	○段差の解消 ・またぎ(浴槽内外の段差)の高さの解消 ・洗い場床と浴槽床の落差の解消	またぎを低くしたいのか、床の落差を解消したいのかがわかるように記載 ※またぎの高さの合計が改修後に減じていることが必要であるが、床の落差を低くする場合はまたぎの合計が変わらないこともあるため	施工前後 →またぎにスケールを当てる
洗い場の床材	○段差の解消 ・脱衣所と浴室の床面の高さの違いによる床の上げ床下げ ※敷居の上げ下げにより既存ドアが使えない場合に限り付帯工事でドアも対象	床上げなのか床下げなのかがわかるように記載	施工前後 →スケールを当てるなどして浴室内外それぞれの段差がわかるもの
	○床材の変更	通常の床材と同じ	床面全体
ドア	○段差の解消 (床上げ, 床下げの付帯工事として)	—	床上げ等の影響する位置にドアがあることがわかるもの。
	○扉の取替え	通常の扉と同じ	扉全体

※介護とは無関係な利便性や快適性をもつ商品は、介護保険制度の趣旨に沿わないため対象外とします。

※パッケージ料金の場合、対象となる部分とそれ以外の部分の価格確認のため、メーカーが作成した価格振り分け表が必要です。施工費用は、対象となる部分の組み立て工事についてのみ対象とします、適切な割合で按分してください。

※見積書に単価の記載がない場合や“一式”と表記され按分できない場合は対象外とします。

③ 床又は通路面の材料の変更

(滑りの防止及び移動の円滑化のためのもの)

居室においては畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材のすべりにくいものへの変更、通路面においてはすべりにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

※屋外の動線として、通路の材料の変更をする場合の対象となる幅はP5 ページ②段差の解消「注意2:スロープを設置する工事」に準じます。

④ 引き戸等への扉の取替

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替のほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

※従来扉位置の変更等を含め扉の取替としてきたところであるが、引き戸等の新設により扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り引き戸等の新設も保険の対象となる。

(留意事項通知より)

⑤ 洋式便器等への便器の取替

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合が一般的に想定される。ただし、購入告示第一項に掲げる『腰掛便座』の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替は含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

【購入告示第一項】

腰掛便座…次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(居室において利用可能であるものに限る。)

～Q&A～

(Q1) 既存の洋式便器を新しい洋式便器に取り替える場合は対象となりますか

(A1) 既存便器が洋式便器で、暖房機能や洗浄機能等の付加機能が破損したことによる洋式便器への取替は対象外です。また、リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等は次の検討を行ってください。

(1) 補高便座等の福祉用具の活用により、高さの問題を解決することができ、工事より費用が抑えられる場合がありますので検討を行ってください。

(2) 手すりの設置により立ち上がり動作が改善できないか検討を行ってください。

検討の結果、工事を申請する場合は、上記により改善できない理由を理由書に詳しく記載してください。適切な理由がある場合に限り、下記の工事を給付の対象とします。

- ① 洋式便器をかさ上げる工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事

(Q2) 特定福祉用具に分類される「腰掛便座」を金具で取りつける場合は住宅改修の対象になりますか。

(A2) 特定福祉用具を取り付ける工事は住宅改修の対象となりません。ただし、特定福祉用具そのものは、福祉用具購入の対象となります。

⑥ 付帯工事について

住宅改修の種類	付帯工事
手すりの取付	・手すりの取付のための壁の下地補強
段差の解消	・浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事 ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
床又は通路面の材料の変更	・床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
扉の取替	・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
便器の取替	<ul style="list-style-type: none"> ・便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。) ・便器の取替えに伴う床材の変更 <p>※洋式便器等への便器の取替に伴う壁の撤去工事については、利用する人の心身の状況、住宅の状況を勘案して必要と認められる場合のみ対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う床やクロス等の補修工事は、必要最小限の補修部分についてのみ対象とします。

同じ要介護度であっても、被保険者の心身の状況、住環境や日常生活の様子等はそれぞれ異なります。住宅改修費の支給にあたり、理由書に記載された個々の状況を勘案した上で、改修内容の審査を行います。住宅改修費の支給の可否は、同じ改修内容であっても被保険者によって異なることについてのご理解をお願いします。

4 支給限度基準額と住宅改修費の支払い方法

① 支給限度基準額

介護保険における住宅改修費の上限となる額(支給限度基準額)は、消費税込みで20万円です。

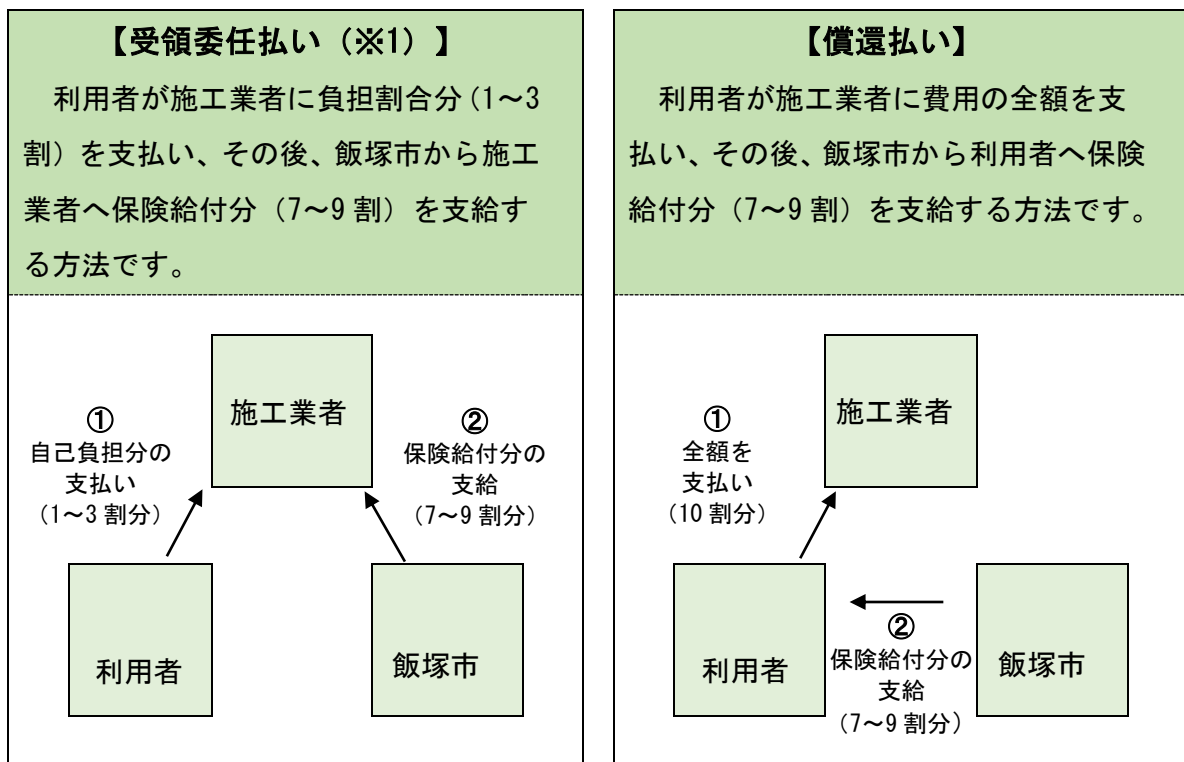
利用者は、支給限度基準額を上限として、費用の1～3割(負担割合証に記載の割合)を自己負担分として施工業者に支払います。(小数点以下切り上げ。負担割合は領収書の日付を基準とします。)なお、支給限度基準額を超えたものは全額自己負担となります。

※住宅改修の工事価格は施工業者によって異なります。このため、複数の住宅改修の施工業者から見積もりを取り参考にしてください。

※住宅改修費の一部はみなさんにご負担いただいている介護保険料から支出されることから、資産形成のための改修や華美なものは避けてください。利用する人の日常生活動作の改善のための改修で、決められたもののみが対象となります。

② 支払い方法

「償還払い」と「受領委任払い」の2通りの方法があります。



(※1)「介護保険住宅改修受領委任払登録事業者名簿」に掲載された施工業者(この制度について事前に研修を受けた施工業者)のみ利用可です。

③ 受領委任払いと償還払いの使い分け方

以下に該当する場合は、償還払いとなります。

◆介護認定において新規認定申請中・区分変更申請中に事前承認申請と工事を行う場合

利用者の介護度が確定していないため償還払いとなります。

介護認定申請中に事前承認申請と工事の着工（工事の承認通知を確認した後）は可能ですが、支給申請は介護認定の結果後となります。

※介護認定の結果が「非該当」の場合は保険給付の対象となりません。

◆入院中・入所中に事前承認申請と工事を行う場合

在宅サービスの保険給付であるため、償還払いとなります。

入院中・入所中に事前承認申請と工事の着工（工事の承認通知を確認した後）は可能ですが、支給申請は退院後・退所後在宅に戻ってからしかできません。

※在宅に戻らなかった場合は保険給付の対象となりません。

◆家族による工事

家族個人による工事の場合は償還払いとなります。材料費のみが保険対象となり、手間代や諸経費等は保険対象となりません。

事前承認申請後、工事の承認通知を確認するまで材料の購入等を行わないようにしてください。

◆介護保険住宅改修受領委任払登録事業者名簿に掲載された施工業者（以下、受領委任払登録事業者）以外の施工業者に工事を依頼する場合。

上記に当てはまらない場合でも、受領委任払いはできません。

受領委任払を行うためには、飯塚市への登録が必要となります（毎年度更新）。

【受領委任払登録事業者で工事をする場合】

	在宅の場合	退院・ 退所予定	介護認定の 結果待ち
受領委任払い	○	×	×
償還払い		○	○

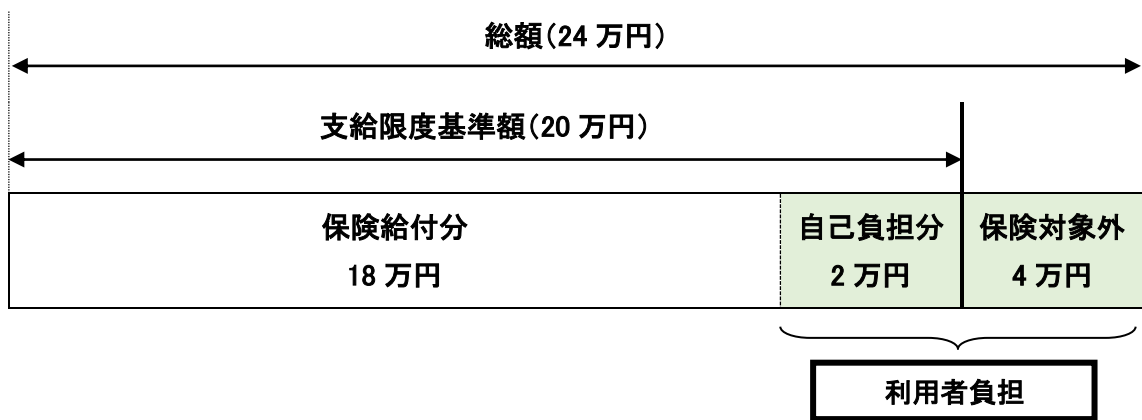
【上記以外の施工業者で工事をする場合】

	在宅の場合	退院・ 退所予定	介護認定の 結果待ち
受領委任払い	×	×	×
償還払い	○	○	○

◆ 利用者負担額の計算例

(例) 自己負担割合1割(保険給付9割)の被保険者が、総額24万円の住宅改修を行った場合

- ① 24万円(総額) - 20万円(支給限度基準額) = 4万円(保険対象外)
 ↓
 ② 20万円(支給限度基準額) × 0.9(9割) = 18万円(保険給付分)
 ↓
 ③ 20万円(支給限度基準額) - 18万円(保険給付分) = 2万円(自己負担分)



④ 給付制限について

介護保険料の未納により、介護保険被保険者証に以下の記載がある方は保険給付に制限があります。

介護保険被保険者証 番号: ●●●●●●●●●● 住所: 飯塚市新立岩●番●号 フリガナ: 飯塚 太郎 氏名: 飯塚 太郎 生年月日: 昭和●年●月●日 性別: ● 交付年月日: 令和●年●月●日		(一) 要介護状態区分等 認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日): 令和●年●月●日 認定の有効期間: 令和●年●月●日～令和●年●月●日 区分支給限度基準額: ● 居宅サービス等 (うち補償支給限度基準額) 1月当たり ●単位 サービスの種類: ● 補償支給限度基準額: ●		(二) 給付制限 内容: 支払方法変更 開始年月日: 令和●年●月●日 終了年月日: 令和●年●月●日 給付額の減額 開始年月日: 令和●年●月●日 終了年月日: 令和×年×月×日 開始年月日: ● 終了年月日: ●	
		(三) 給付制限 内容: ● 開始年月日: 令和●年●月●日 終了年月日: ● 開始年月日: ● 終了年月日: ●			

- ◆ 「支払方法変更」の記載がある場合
 受領委任払いの利用ができません。
 前述に関わらず、償還払いでの工事となります。
- ◆ 「給付額減額」の記載がある場合
 利用者の負担割合が上がります。
 - ・ 負担割合証の記載が1・2割の場合 → 利用者の負担割合は3割
 - ・ 負担割合証の記載が3割の場合 → 利用者の負担割合は4割

⑤ 支給限度基準額リセットの例外

(1) 3段階リセットの例外

住宅改修に着工する時点の介護度が、以前着工した時の介護度と比較して下記「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合に再度、支給限度基準額が20万円となります。
(1人の被保険者について1回限り適用)

「介護の必要の程度」の段階	初回の住宅改修時の要介護区分	リセットとなる介護区分
第六段階	要介護5	—
第五段階	要介護4	—
第四段階	要介護3	—
第三段階	要介護2	要介護5
第二段階	要支援2 又は 要介護1	要介護4以上
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護、旧要支援	要介護3以上

※着工日時点の要介護状態区分を参照

※3段階リセットの例外は、同一の住所において着工した時点の介護度に着目して適用されません。

(2) 転居リセットの例外

転居した場合に再度、支給限度基準額が20万円までとなります。

※同じ住所の敷地内に母屋と離れがある場合に、敷地内で移動したとしてもリセットの対象になりません。

※以前、介護保険での住宅改修をしたことがある住宅に戻った場合は、その住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットは無かったものとして取扱います。3段階リセットの例外で基準となる要介護区分も、過去のものが適用されます。

5 申請関係

【申請書の提出について】:申請書の内容や添付資料について確認をする場合があるため、施工業者の方が申請書を市役所窓口を持参してください。

【申請書類の訂正について】

令和〇年〇月〇日 ○文字削除 ○文字追加

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認願書【受領委任払用】

フリガナ 被保険者氏名	イヅカ タロウ 飯塚 太郎	※記入不要欄	予 介 () 号
生年月日	明・大・ 昭 ○○年 ○月 ○日	性別	0 0 1 2 3 4 5 6 7
住所	〒 820-8501 飯塚市新立岩5番5号 ○○号室 電話番号 22-5500	現在の状況	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 (サ高住等)
所有者	▲▲ 金額に関する訂正は不可 係 貸主	現在の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
改修内容 <small>数量・規模等は理由書等に記載</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付 <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 材料の変更 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 引き戸等への取替え	改修費用	125,000 円
訂正箇所には二重線を引き、正しい内容を記載 訂正者の所属と氏名を記載		氏名	■■■■
着工予定日	令和 4 年 3 月	完成予定日	令和 4 年 3 月 25 日
飯塚市長		令和 4 年 3 月 4 日	
上記のとおり、受領委任払にて住宅改修を行いたいので、下記の者に手続きを委任します。 (委任者) 住所 飯塚市新立岩5番5号 ○○○号室 ○○号室 ○○建設株式会社 飯塚 花子 申請者 (被保険者) 飯塚 太郎 氏名			

- ① 間違えた箇所に「二重線」を引き、正しい文言を記載。
- ② その隣に訂正者の「所属」と「氏名」を記載。
- ③ 申請書の余白に削除した文字数及び加筆した文字数、訂正年月日を記載。

金額に関する箇所の訂正はできません。今回申請する住宅改修の費用に変更がある場合は、訂正ではなく、**申請書類を作成し直すこととなります。**

金額の訂正ができない申請書類	訂正ができない部分
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認願書	「今回の改修費用」の欄
工事費内訳書	全体
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書	「今回の改修費用」の欄
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修変更申請書	「当初申請金額」「変更申請金額」の欄

① 事前承認申請（工事前に提出）

受付日から事前承認までの審査期間は概ね4日間（受付日は含まず、開庁日のみ数える）です。ただし、現地確認を要した場合や、書類不備・差替えがあった場合はこの限りではありません。

申請に必要な書類	記入例 参照ページ
1.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認願書 ※受領委任払用と償還払用で様式が異なります	受領委任払用 P19～20 償還払用 P21～22
2.住宅改修が必要な理由書 担当ケアマネジャーが記載します。 担当ケアマネジャーが無い場合、担当地区の地域包括支援センターが記載することとします。担当地区の地域包括支援センターが理由書の作成ができない特段の理由がある場合に限り、住環境コーディネーター2級以上による記載を認めます（資格の証明書のコピーを添付してください）。	P 23～24
3.工事費内訳書 <u>（必ず市の様式を使用すること）</u> ※高額すぎる諸経費や工賃については、内容について質問することがあります。	P 25
4.平面図	P 26
5.改修箇所の写真	P 27～28
6.住宅改修承諾書 （改修する住宅や土地の所有者が本人でない場合に提出）	P 29
7.材料等のカタログやパンフレットの写し 審査の過程で市が提出を求めた場合のみ（部材や定価等が確認できるもの）。	—
8.住宅の位置図 ※現地確認を要する場合があるため	—
9. 本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者…介護保険被保険者証と介護保険負担割合証のコピーを添付 ・施工業者…窓口に申請書を持参する方の勤務先が確認できる健康保険証の提示。健康保険証で勤務先の確認ができない場合は、運転免許証等の官公署発行の顔写真付きの証明書を1点もしくは官公署発行の顔写真なしの証明書を2点提示 	—

② 支給申請（工事後に提出）

受付は月末締めで、翌月25日（25日が土日祝祭日の場合はその前日）に住宅改修費を支給します。ただし、現地確認を要した場合や、書類不備・差替えがあった場合はこの限りではありません。

申請に必要な書類	記入例 参照ページ
1.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 ※受領委任払用と償還払用で様式が異なります。	受領委任払用 P 30 償還払用 P 31
2.改修箇所の写真	P 27～28
3.請求書 ※申請者と口座名義人が異なる場合、委任状(P17③その他必要書類A)が必要です。	受領委任払用 P 32 償還払用 P 33
4.本人支払い分の領収書の原本 ※押印の必要性については施工業者により判断すること。 ※提出時に確認の上コピー(原本は返却)	—

③ その他必要書類

書類名	必要な場合	記入例 参照ページ
A.委任状（口座）	支給申請の際、請求書の請求者と口座名義人が異なる場合 委任者、受任者ともに 官公署発行の顔写真付きの証明書（運転免許証等）の写しを1点もしくは官公署発行の顔写真なしの証明書（介護保険証等）の写しを2点添付	P 34
B.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支払い方法変更申請書	償還払で事前承認を受けていたが、下記要件に該当し、受領委任払いに変更する場合 ① 入院・入所中に工事の承認を受け工事をしていましたが、在宅になった。 ② 要介護認定の申請中に工事の承認を受け工事をしていましたが、介護認定の結果が出た。 ※変更申請に対する承認通知が出るまでは、利用者からの改修費用の受領はできません。	P 35

<p>C.介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修変更申請書</p>	<p>事前承認申請書を提出し、工事の承認通知を受けた後、手すり等の取付位置を含むその他工事内容の変更や、使用する部材の変更がある場合</p> <p>※変更申請に対する承認通知が出るまで着工はできません。</p> <p>※変更があるにも関わらず、承認を得ずに着工した場合は保険給付の対象となりません。</p> <p>【本人確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者…介護保険被保険者証と介護保険負担割合証の写しを添付 ・施工業者…窓口に申請書を持参する方の勤務先が確認できる健康保険証の提示。健康保険証で勤務先の確認ができない場合は、運転免許証等の官公署発行の顔写真付きの証明書を1点もしくは官公署発行の顔写真なしの証明書を2点提示 	<p>P 36</p>
<p>D.住宅改修費・福祉用具購入費事前承認願取下げ書</p>	<p>工事を取りやめる場合</p> <p>【本人確認書類…本人死亡以外の理由の場合のみ必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者…介護保険被保険者証と介護保険負担割合証の写しを添付 ・施工業者…窓口に申請書を持参する方の勤務先が確認できる健康保険証の提示。健康保険証で勤務先の確認ができない場合は、運転免許証等の官公署発行の顔写真付きの証明書を1点もしくは官公署発行の顔写真なしの証明書を2点提示 	<p>P 37</p>
<p>E.相続人代表者届</p>	<p>住宅改修費支給前に、申請者本人が死亡した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>相続人代表者と申請者の続柄が分かる証明書の写しを添付</u> ② <u>相続人代表者の身分証明書の写しを添付</u> →官公署発行の顔写真付きの証明書(運転免許証等)の写しを1点もしくは官公署発行の顔写真なしの証明書(介護保険証等)の写しを2点添付 	<p>P 38</p>

6 申請書類等記入例

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認願書【受領委任払用】

フリガナ	イツカ タロウ		※記入不要欄	予・介（ ）号	
被保険者氏名	飯塚 太郎		被保険者番号	0	0
生年月日	明・大・ 昭 ○○年 ○月 ○日	性別	男	2	3
住所	〒 820-8501		住宅の種類		
	飯塚市新立若 5 番 5 号 ○○○○○ ○○号室		<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 (サ高住等)		
所有者	▲▲ ▲▲	本人との関係	貸主		
改修内容 <small>数量・規模等は理由書等に記載</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付 <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 床等の材料の変更 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え		<input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	住宅改修の利用	無・ 有 [50,000 円]	今回の改修費用	125,000 円	
理由書作成者名 及び事業者名	事業者名 ケアプランセンター ○○○	氏名	■■■■		
着工予定日	令和 4 年 3 月 20 日	完成予定日	令和 4 年 3 月 25 日		
飯塚市長 令和 4 年 3 月 4 日 上記のとおり、受領委任払にて住宅改修を行いたいのので、下記の者に手続きを委任します。 (委任者) 住所 飯塚市新立若 5 番 5 号 ○○○○○ ○○号室 申請者 (被保険者) 飯塚 太郎 氏名					
同意書 令和 4 年 3 月 4 日 飯塚市長 上記の被保険者が、住宅改修を利用するにあたり、その工事を請負います。 また、受領委任払により取扱うことに同意し、申請手続きを代行します。 (受任者) 所在地 飯塚市志保 5 2 3 番地 施工業者名称 ○○建設株式会社 電話番号 22-0380 代表者名 代表取締役 ×× ××					

A

B

C

様式第 4 号 ※飯塚市記入欄

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認・不承認通知書				
1 承認いたします。 2 承認いたしません。 (理由:)				
		年 月 日		飯塚市長
支給対象予定額 <small>【()内は支給対象外金額を含む。】</small>	() 円	保険給付予定額	7割・8割・9割 その他(割)	a 円
		本人負担予定額	3割・2割・1割 その他(割)	c 円
住宅改修の利用		履歴及び金額 (円)		サービス利用年月
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 履歴あり	<input type="checkbox"/> 履歴あり	限度額		有
	<input type="checkbox"/> 利用残のため	前回		年 月 無
	<input type="checkbox"/> 転居のため	前々回		年 月
	<input type="checkbox"/> 介護度変更のため			
※添付書類				
<input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 工事前写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 承諾書 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 材料等パンフレット				

記載方法

下記のとおり記載してください。

(A) 被保険者の状況について

- ・ **氏名、被保険者番号、生年月日、性別**
被保険者証等で確認
- ・ **住所**
居住している住所（住民票の住所）を記載
※アパート等の場合は建物名、号数まで記載すること
- ・ **電話番号**
連絡の取れる電話番号を記載
※家族の携帯電話等でも可（氏名・被保険者との続柄を記載すること）
- ・ **住宅の種類**
選択肢のうち、当てはまるものにレ点チェックする
- ・ **所有者、本人との関係**
本人と異なる場合は、住宅改修承諾書を添付（P29）
※所有者が亡くなっている場合は、相続人代表者が承諾書を記入すること
- ・ **改修内容、現在の状況**
選択肢のうち、当てはまるものにレ点チェックする

(B) 改修内容に関わることについて

- ・ **今回の改修費用**
住宅改修費の支給対象になる工事の費用合計額（消費税込み）を記載
- ・ **住宅改修の利用**
前回までの工事合計金額を担当ケアマネジャーに確認
- ・ **着工予定日、完成予定日**
工事の着工、完成予定日を記載
※事前承認願書提出から承認通知書を送付するまでの目安：1週間程度

(C) 申請者、施工業者について

- ・ **申請者：住所・氏名**
住宅改修を利用する被保険者の住所・氏名を記載する
- ・ **施工業者：所在地・名称・代表者・電話番号**

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前承認願書【償還払用】

フリガナ	イヅカ タロウ		※記入不要欄 予・介（ ）号	
被保険者氏名	飯塚 太郎		被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7
生年月日	明・大・昭	〇〇年 〇月 〇日	性別	男 ・ 女
住所	〒 820-8501 飯塚市新立岩5番5号 〇〇〇〇〇 〇〇号室 電話番号 22-5500			住宅の種類 <input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 (サ高住等)
	所有者	▲▲ ▲▲	本人との関係	貸主 現在の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護施設 退院または退所予定年月日 (年 月 日)
改修内容	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付 <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 床等の材料の変更 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え			
住宅改修の利用	無 ・ <input checked="" type="radio"/> 有	前回までの工事合計金額 【 50,000 円】	今回の改修費用	125,000 円
理由書作成者名 及び事業者名	事業者名 ケアプランセンター 〇〇〇	氏名 ■■ ■■		
着工予定日	令和 4 年 3 月 20 日	完成予定日	令和 4 年 3 月 25 日	
飯塚市長 令和 4 年 3 月 4 日 上記のとおり、償還払にて住宅改修を行いたいので、下記の者に手続きを委任します。 (委任者) 住所 飯塚市新立岩5番5号 〇〇〇〇〇 〇〇号室 申請者 (被保険者) 飯塚 太郎 氏名				
上記の被保険者が、住宅改修を利用するにあたり、その工事を請負います。 また、償還払により取扱うことに同意し、申請手続きを代行します。 (受任者) 所在地 飯塚市忠隈523番地 施工業者名称 〇〇建設株式会社 電話番号 22-0380 代表者名 代表取締役 ×× ××				

A

B

C

※飯塚市記入欄

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認・不承認通知書 1 承認いたします。 2 承認いたしません。(理由:) 年 月 日 飯塚市長			
支給対象予定額	() 円	保険給付予定額	(7割 8割 9割)
【 () 内は支給対象外金額を含む。】	A 円	B	円
住宅改修の利用	履歴及び金額 (円)	サービス利用年月	※添付書類
<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 履歴あり	限度額	<input type="checkbox"/> 理由書 <input type="checkbox"/> 工事前写真
	前回	年 月	<input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 承諾書
	前々回	年 月	<input type="checkbox"/> 平面図
			<input type="checkbox"/> 材料等パンフレット

記載方法

下記のとおり記載してください。

(A) 被保険者の状況について

- ・ **氏名、被保険者番号、生年月日、性別**
被保険者証等で確認
- ・ **住所**
居住している住所（住民票の住所）を記載
※アパート等の場合は建物名、号数まで記載すること
- ・ **電話番号**
連絡の取れる電話番号を記載
※家族の携帯電話等でも可（氏名・被保険者との続柄を記載すること）
- ・ **住宅の種類**
選択肢のうち、当てはまるものにレ点チェックする
- ・ **所有者、本人との関係**
本人と異なる場合は、住宅改修承諾書を添付（P29）
※所有者が亡くなっている場合は、相続人代表者が承諾書を記入すること
- ・ **改修内容、現在の状況**
選択肢のうち、当てはまるものにレ点チェックする

(B) 改修内容に関わることについて

- ・ **今回の改修費用**
住宅改修費の支給対象になる工事の費用合計額（消費税込み）を記載
- ・ **住宅改修の利用**
前回までの工事合計金額を担当ケアマネジャーに確認
- ・ **着工予定日、完成予定日**
工事の着工、完成予定日を記載
※事前承認願書提出から承認通知書を送付するまでの目安：1週間程度

(C) 申請者・施工業者について

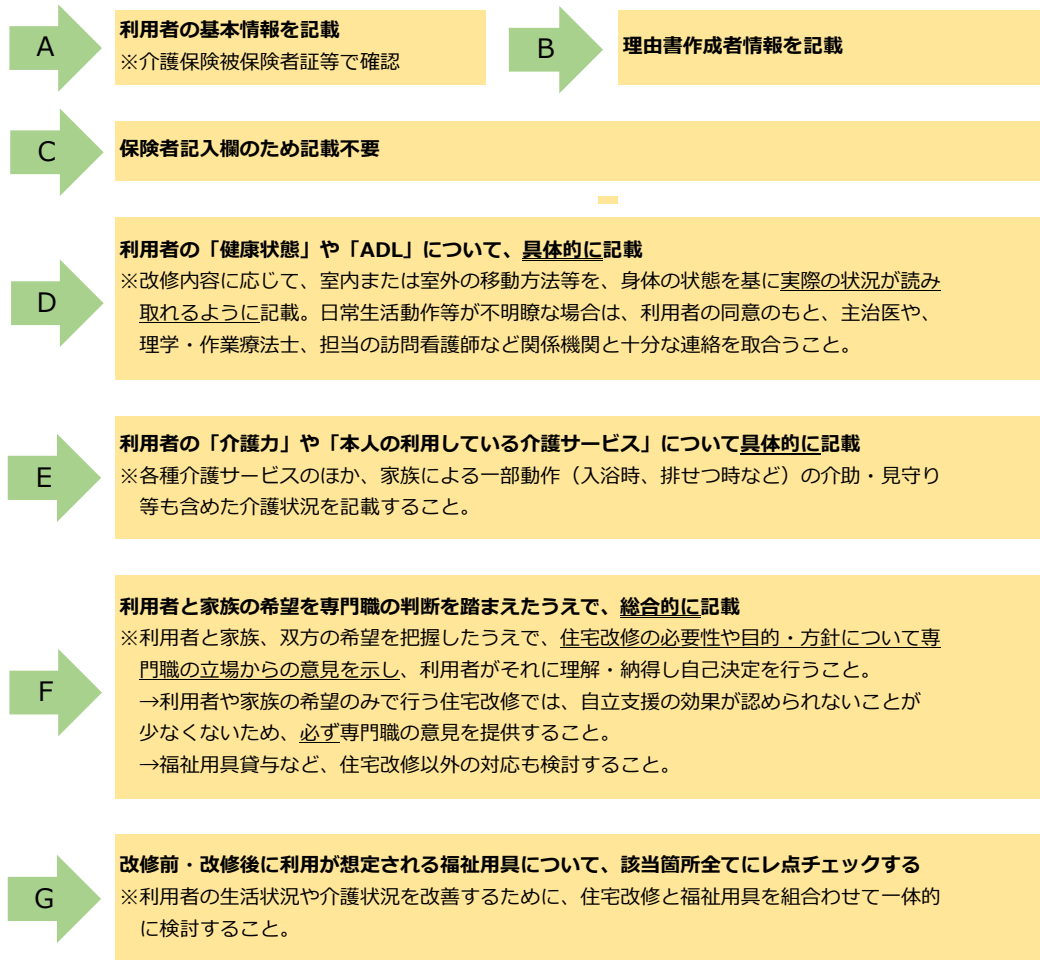
- ・ **申請者：住所・氏名**
住宅改修を利用する被保険者の住所・氏名を記載する
- ・ **施工業者：所在地・名称・代表者・電話番号**

住宅改修理由書作成のポイント

下記のこと注意到し、理由書を作成してください。

住宅改修が必要な理由書 P1										
(基本情報)										
A	利用者	被保険者番号	年齢	歳	生年月日	明治 大正 昭和	年月日	性別	男 □ 女 □	B
	利用者	被保険者氏名	要介護認定 (該当に○)	要支援	要介護					
	利用者	自己負担割合	1割 2割 3割	住所						
C	作成者	現地確認日	年月日	作成日	年月日					
	作成者	所属事業所								
作成者	氏名									
作成者	連絡先									
C	保険者	確認日	年月日	評価額						
	保険者	氏名								
(総合的状況)										
D	E	F	利用者の身体状況						福祉用具の現状の利用状況と改修後の想定	
			介護状況 (主な介護者含む)						改修前	改修後
			住宅改修により、 利用者は日常生活を どう変えたいか						□	□
							●車いす (車いす付用品を含む)	□	□	
							●特殊寝台 (特殊寝台付用品を含む)	□	□	
							●じょく継ぎ用具	□	□	
							●体位変換器	□	□	
							●手すり	□	□	
							●スロープ	□	□	
							●歩行器	□	□	
							●歩行補助つえ	□	□	
							●痴呆老人徘徊感知機器	□	□	
							●移動用リフト	□	□	
							(つり具の部分を除く)	□	□	
							●懸掛便座	□	□	
							●特殊便器	□	□	
							●入浴補助用具	□	□	
							●風呂浴槽	□	□	
							●移動用リフトのつり具部分	□	□	
							●その他	□	□	
							(□	□	

住宅改修申請書類「住宅改修が必要な理由書」 -P1-



『社団法人 シルバーサービス振興会 「住宅改修が必要な理由書」作成の手引き』を参考に作成しています。

住宅改修が必要な理由書 P2				
(P1の「住宅改修により、日常生活をどう変えたいか」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の④改修項目を具体的に記入してください。)				
① 改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況 (...なので困っている) を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修のコメント (...することで...が改善できる) を記入してください	④ 改修項目 (改修箇所)	
排泄 <input type="checkbox"/> トイレまでの移動 <input type="checkbox"/> トイレ出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 便座への着座・車いす等からの移乗 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄時の姿勢保持 <input type="checkbox"/> 後始末 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 手すりの設置 () () ()	
入浴 <input type="checkbox"/> 浴室までの移動 <input type="checkbox"/> 衣服の着脱 <input type="checkbox"/> 浴室出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 浴室内での移動 <input type="checkbox"/> 浴槽の出入 <input type="checkbox"/> 洗い場での姿勢保持 (身体・洗髪含む) <input type="checkbox"/> 浴槽内での姿勢保持 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 段差の解消 () () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え	
外出 <input type="checkbox"/> 出入口までの屋内移動 <input type="checkbox"/> 上がりかまちの昇降 <input type="checkbox"/> 車いす等、装具の着脱 <input type="checkbox"/> 履物の着脱 <input type="checkbox"/> 出入口の出入 (扉の開閉含む) <input type="checkbox"/> 出入口から敷地外までの屋外移動 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 便座の取替え () ()	
その他の動作 (行為) <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>「排泄」「入浴」「外出」以外の生活動作を記載 例) 調理：台所までの移動</p> </div>		<input type="checkbox"/> できなかったことのできるようにする <input type="checkbox"/> 転倒の防止、安全の確保 <input type="checkbox"/> 動作の容易性の確保 <input type="checkbox"/> 利用者の精神的負担や不安の軽減 <input type="checkbox"/> 介護者の負担の軽減 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () () <input type="checkbox"/> その他 () ()	
H	I	J	K	L

H → 改善しようとしている具体的な生活動作についてレ点チェックする

I → 「利用者本人の心身状況や動作」や「介助方法」、「居住環境の現状」を具体的に記載
 ※利用者の日常生活動線・住環境の危険箇所・利用者の心身の状態から、どのような課題があるのか、「立ち上がる」「またぐ」「段差昇降」などの本人や介助者の具体的な動きを記載すること。
 →HとI欄の内容をもとに住宅改修の方針を決めるため、どの場面のどの動作が大変なのか、動作の流れに沿って一つずつ見極めること。

J → 改修目的・期待効果にレ点チェックする

K → どの様な改修を行うのか、その方針を具体的に記載
 ※どの位置にどの程度の規格の手すりや段差解消が必要か、また、改修を行うことによりどのような効果が得られるのかを記載する。(現場を訪問して改修箇所を確認すること)
 なお、利用者や家族のほか、施行者や、必要に応じてリハビリテーションの専門職等とともに、検討すること。
 例) 居室と廊下の3cmの段差を解消することで〜〜となり〜〜することができる。

L → 改修項目を工事の箇所毎に具体的に記載
 ※改修箇所について、「便器横壁面」などの取付位置や寸法を記載すること。
 ※「その他」の欄には必要に応じて付帯工事を記載する。

内訳書 様式 部品等の取付基準については施工業者の責任の下で取り扱い、下記の内容で安全な施工を行います。

※材料費(原則部材ごと)と施工費を工項目毎に明記。
※改修箇所・改修の種類欄は番号を記入。

A ○○建設株式会社

改修場所	改修の種類	※部材・仕様・(規格)を記入 ※付属品等など(付)記入 ※材料費(材)・施工費(手)を記入	全体分				左記のうち、介護保険対象工事					
			数量	単位	単価	金額	写真番号	数量	単位	金額	備考	
①	①	木製デンプル ●●社 ABC-35D	1.8	m	○○○○	□□□□	①	①	1.8	m	□□□□	
①	①	エンドブラケット ●●社 AB-186	2	個	○○○○	□□□□	①	①	2	個	□□□□	
①	①	L型ブラケット ●●社 CD-123	1	個	○○○○	□□□□	①	①	1	個	□□□□	
①	①	木製ベースプレート ××社 EF-456	1.8	m	○○○○	□□□□	①	①	1.8	m	□□□□	
①	①	木製カバー××社 GH-789	2	個	○○○○	□□□□	①	①	2	個	□□□□	
①	①	取付施工費	0.5	人工	○○○○	□□□□	①	①	0.5	人工	□□□□	
①	②	木製玄関台 ▲▲社 1000mm×300mm×150mm 特注	1	台	■■■■	■■■■	②	②	1	台	■■■■	標準800mm分
①	②	取付施工費	0.5	人工	○○○○	□□□□	②	②	0.5	人工	□□□□	
C			D				C					
		小計				×××××					△△△△	
		諸経費	○	%		×××			○	%		△△△
		合計				×××××					△△△△△	
		消費税	○	%		×××			○	%		△△△
		総合計				×××××					△△△△△	
			E				F					

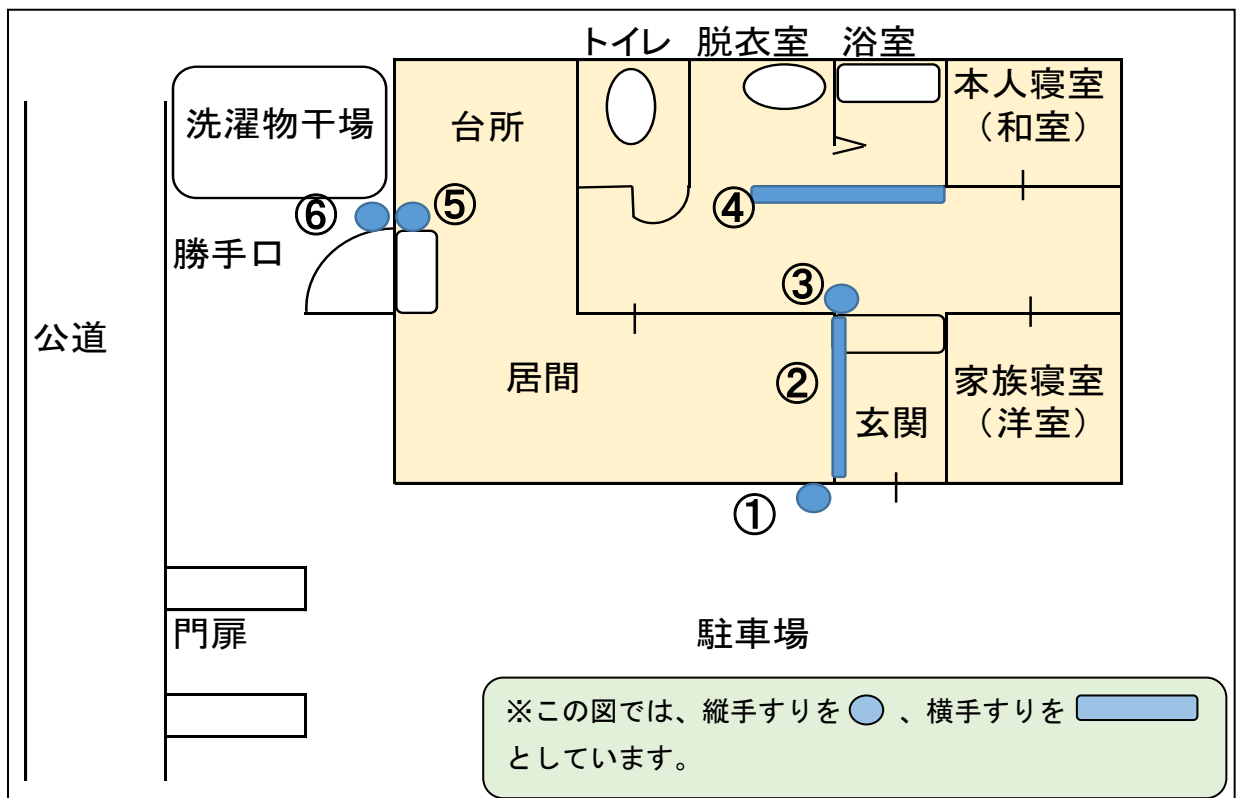
- A** → 施工業者名を記載
※被保険者家族が個人的に工事を行う場合は家族氏名
- B** → 申請に添付する該当する写真の番号を記載
- C** → 表上の「改修場所」「改修の種類」から該当する番号を選んで記載する。
- D** → 上記記入例のように、材料費と施工費を分けて記載する。なお、材料費は部材毎に分けて記載すること。
材料がセット販売でない限り、「手すり一式」等の記載の仕方は不可。
- E** → 工事全体分の費用を記載する。
- F** → 介護保険対象となる工事の費用を記載する。
- G** → この欄に記載される額が申請額となる。(介護保険対象となる工事費に消費税を含めた額)
- H** → 一部保険対象とならないものがある場合はこのように費用を按分して書くこととなる。

◆平面図について

介護保険の住宅改修は、単なる家屋改修ではなく、本人の心身の状況・住宅状況及び日常生活動線を勘案して審査します。

家屋の平面図については下の例のように作成してください。

- ・家屋と屋外の、改修に関連する部分の記載が必要です。
(縮尺は正確でなくて構いません)。
- ・「浴室」や「本人寝室」など、各部屋の用途が分かるように記載してください。
- ・屋外のみ改修であっても、家屋全体の平面図が必要です。
- ・改修予定の図及び、添付写真の番号(*)を記載してください。
(※)添付写真について、P27～28 参照
- ・申請する工事の動作に関連のあるもので、既に設置してある手すり等があれば書き込んでください。



◆改修前後の添付写真

【事前承認願用 写真添付用紙】

改修場所	<input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> トイレ
工事種別	<input type="checkbox"/> 手すり設置 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 引手設置 <input type="checkbox"/> 手すり取付金具取付 <input type="checkbox"/> 手すり取付金具取付
写真添付	
(事前申請用) 改修前 写真添付用紙 (撮影の注意事項を確認してください)	

【支給申請用 写真添付用紙】

改修場所	<input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 階段 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> トイレ
工事種別	<input type="checkbox"/> 手すり設置 <input type="checkbox"/> 段差解消 <input type="checkbox"/> 引手設置 <input type="checkbox"/> 手すり取付金具取付 <input type="checkbox"/> 手すり取付金具取付
写真添付	
(支給申請用) 改修前 写真を添付 (撮影の注意事項を確認してください)	
写真添付	
(支給申請用) 改修後 写真を貼付 (撮影の注意事項を確認してください)	

改修前・改修後の添付写真は、住宅改修費の申請には必ず必要なものです。
撮影に際しては、次の点にご注意ください。

①	撮影するときは、可能な限り 工事ごとの写真を撮影 してください。 例えば、階段に手すりと滑り止めを設置する場合は、手すりは手すり、滑り止めは滑り止めでそれぞれ写真を撮影してください。
②	プリントアウトでも可としますが、必ず カラー をお願いします。
③	日付機能のないカメラで撮影する場合は、黒板等に撮影日を記入し写真に写し込むようにしてください。
④	段差解消や便器の取り替え等、高さの変更が ポイント となる工事の場合は、 スケールを添えて写真に写し込み 、改修前と改修後で高さの変更が確認できるようにしてください。
⑤	引き戸等への扉の取替えにより、戸車の設置等を行った場合は、戸車等が設置されたことが分かる写真が必要です。事前申請の際には、工事前の状態が分かる写真が必要です。
⑥	トイレなどの狭い場所や、長い廊下や階段などの手すりの写真を撮る場合、写真が何枚になっても構いませんので、工事に使った 部材が全て写っているものを添付 してください。 写真に写っている部材の数と、事前申請の「見積書」に記載されている部材の数を突合しますので、写真で確認することができない部材がある場合、その部材の費用が支給できないことがあります。

⑦	改修状況が小さくなり写真上で確認しにくい場合は、クローズアップした写真も添付してください。
⑧	<p>介護保険での住宅改修は、単なる家屋改修ではなく本人の心身の状況・住宅の状況及び日常生活上の動線を勘案して審査するため、理由書に照らしあわせて改修箇所以外の写真が必要となる場合があります。</p> <p>【例】浴室入口の手すりの取付 浴室入口に段差があるため転倒の恐れがある → 浴室入口の段差が確認できる写真が必要。</p>
⑨	<p>踏み台については、必ず<u>固定してあることが確認できる写真</u>を添付してください。</p> <p>施工中に内側から固定するような場合は、施工途中の写真が必要です。</p>
⑩	改修箇所が不鮮明の場合、撮り直しをお願いすることがあります。また、住宅改修費を支給できない場合もありますのでご注意ください。
⑪	<p><u>改修前と改修後の写真は、必ず同じ構図で撮影</u>してください (確認がとれない場合があります)。</p>

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修承諾書

令和4年4月1日

住宅所有者 土地所有者 (該当するものに○)	住所 (所在地)	飯塚市綱分802番地7
	氏名 (名称)	▲▲ ▲▲ 印
	電話	0948-12-3456

下記について、改修・改造することを承諾します。
記

所有者は必ず押印してください。
シャチハタ印不可

被保険者氏名	住所	飯塚市新立岩5番地5号 ○○○○○ ○○号室
	氏名	飯塚 太郎
改修(改造)の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関の手すり 900mm ・玄関の式台設置 600mm×300mm×150mm 	
条件	退去時は原状回復	
所有者が死亡している場合 (相続人代表者)	住所	印
	氏名	

所有者が死亡している場合、相続人代表者は必ず押印してください。
シャチハタ印不可

住宅所有者・土地所有者(所有者が死亡している場合はその相続人代表者)は、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の工事を行うことについて、承諾いたします。

なお、問題等が生じた場合は、当方において処理し、貴市へご迷惑などはおかけいたしません。

※転居等の場合に原状回復に要する費用は、支給されませんのでご注意ください。

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書【受領委任払用】

フリガナ 被保険者氏名	イツカ タロウ 飯塚 太郎	※記入不要欄 被保険者番号	予・介()号 0 0 0 1 2 3 4 5 6 7
生年月日	明・大・ 昭 ○○年 ○月 ○日	性別	男 ・女
住所	〒 820-8501 飯塚市新立岩5番5号 ○○○○○ ○○号室 電話番号 22-5500		
改修内容	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付 <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 床等の材料の変更 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え	現在の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護施設 退院または退所年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他()	
	今回の改修費用	介護保険対象分の工事合計金額： 125,000 円	
着工日	令和 4 年 3 月 21 日	完成日	令和 4 年 3 月 23 日
飯塚市長		令和 4 年 4 月 1 日	
上記のとおり、住宅改修が完了しましたので、関係書類を添えて、住宅改修費の支給を申請します。 また、当該申請に係る住宅改修費の請求及び給付金の受領について下記の者に委任します。			
申請者 (被保険者)	住所 飯塚市新立岩5番5号 ○○○○○ ○○号室 氏名 飯塚 太郎		
受任者 (施工業者)	所在地 飯塚市忠隈523番地 名称 ○○ 建設株式会社 電話番号 22-0380 代表者名 代表取締役 ○○ ○○		

居宅介護(介護予防)住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄 (施工業者口座)	飯塚	銀行 信用金庫 組合	新飯塚	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金	1 2 3 4 5 6 7
	1 9 1 0	0 0 3	2 当座預金			
	フリガナ		マルマルケンセツ(カ)		3 その他()	
口座名義人	○○ 建設株式会社					

【着工日、完成日】・・・実際に工事を始めた日、完成した日を記載
※事前承認願書に記入した日付と異なって可

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【償還払用】

フリガナ	イヅカ タロウ	※記入不要欄・ 介 () 号	
被保険者氏名	飯塚 太郎	被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7
生年月日	明・大・昭 ○○年○月○日	性別	男 ・ 女
住所	〒 820-8501 飯塚市新立岩5番5 ○○○○○ ○○号室 電話番号 22-5500		
改修内容	<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの取付 <input checked="" type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 床等の材料の変更 <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え		現在の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 介護施設 退院または退所年月日 【 年 月 日】 <input type="checkbox"/> その他 ()
	施工業者名称	○○建設株式会社	今回の改修費用
着工日	令和 4 年 3 月 21 日	完成日	令和 4 年 3 月 23 日
飯塚市長		令和 4 年 4 月 1 日	
上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。			
住所 飯塚市新立岩5番5号 ○○○○○ ○○号室			
申請者 (被保険者) 氏名		飯塚 太郎	

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	金融機関コード	銀行 信用金庫 組合	店舗コード	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	0 0 0 0	0 0 0	0 0 0	① 普通預金 ② 当座預金	0 1 2 3 4 5 6	
	フリガナ	イヅカ タロウ				
	口座名義人	飯塚 太郎				

※飯塚市記入欄

住宅改修の利用		限度額 (前回までの残額)	<input type="checkbox"/> 事前台帳 <input type="checkbox"/> 支給台帳 <input type="checkbox"/> システム入力
<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 履歴あり		

【着工日、完成日】・・・実際に工事を始めた日、完成した日を記載

※事前承認願書に記入した日付と異なって可

【口座振替依頼欄】・・・受取口座を記載

※本人の口座でない場合は指定の委任状が必要

請求書

~~年 月 日~~

飯塚市長様

請求者

所在地 **飯塚市志隈523番地**
 名称 **〇〇建設株式会社**
 代表者名 **代表取締役 ×× ××**

次のとおり請求します。

請求金額	B	¥ 112,500 円也
-------------	----------	---------------------

※ 金額の前に必ず¥をつけてください。

フリガナ	イイツカ タロウ	被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7
被保険者氏名	飯塚 太郎		
A 支給対象額 (10割分)		B 保険給付分 (7割分 8割分 9割分) ※1円未満切捨	112,500 円
	125,000 円	C 本人負担分 (3割分 2割分 1割分) ※ A-B	12,500 円

次の指定する金融機関の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼欄	〇〇	銀行 信用金庫 組合	〇〇	本店 支店 出張所	種 目	口 座 番 号	
	金融機関コード			店舗コード		1 普通預金	1 2 3 4 5 6 7
	0 0 0 0	0 0 0			2 当座預金		
	フリガナ	マルマルケンセツ (カ)					
口座名義人	〇〇建設株式会社						

【日付】・・・記載しないこと

【A支給対象額・B保険給付分・C本人負担分】

・・・「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認通知書」のとおりに記載

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支払い方法変更申請書

令和 4 年 4 月 1 日

支払方法 変更	<input checked="" type="checkbox"/> 償還払い → 受領委任払い <input type="checkbox"/> 受領委任払い → 償還払い
変更理由	<p>3月28日に〇〇病院を退院し、自宅に戻ったため。</p> <p>※退院・退所のために支払い方法を変更する場合は、病院・施設名と退院・退所した日を必ず記入してください。</p>
飯塚市長	<p>上記のとおり、支払方法を変更しますので承認をお願いします。</p> <p>被保険者番号 <u>0001234567</u></p> <p>被保険者 (申請者) 住所 <u>飯塚市新立岩5番5号 〇〇〇〇〇 〇〇号室</u></p> <p>氏名 <u>飯塚 太郎</u> 電話番号 <u>22-5500</u></p>
飯塚市長	<p>上記のとおり、支払方法を変更し（受領委任い・償還払い）により取扱うことに同意します。</p> <p>名称 <u>〇〇建設株式会社</u></p> <p>施工業者 代表者名 <u>代表取締役 ×× ××</u></p> <p>居宅介護（介護予防）支援事業所名 <u>ケアプランセンター〇〇〇</u></p> <p>理由書作成者 <u>■■ ■■</u></p>

※飯塚市記入欄

<p>介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支払い方法変更承認（不承認）通知書</p> <p>1 承認いたします。</p> <p>2 承認いたしません。（理由： _____）</p> <p>令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 飯塚市長</p>
--

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修変更申請書

フリガナ	イヅカ タロウ	※記入不要欄 予・介()号	
被保険者氏名	飯塚 太郎	被保険者番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7
生年月日	明・大・(昭)〇〇年〇月〇日	性別	(男)・女
住所	〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号 〇〇〇〇〇 〇〇号室 電話番号 22-5500		
変更の理由	取付箇所に補強板の設置が必要であることが分かったため部材を追加する。		
変更の内容	トイレ前廊下 手すり設置個所に補強板L=1300を追加		
当初申請金額	50,000	円	変更申請金額 55,000 円
飯塚市長		令和4年3月16日	
令和4年3月15日付で承認を受けました介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修の実施について、上記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。			
申請者(被保険者)			
住所	飯塚市新立岩5番5号 〇〇〇〇〇 〇〇号室		
氏名	飯塚 太郎		
上記住宅改修の変更理由及び内容について確認しました。			
【理由書作成者】	事業所名	ケアプランセンター 〇〇〇	
	氏名	■■■■	
【施工業者】	所在地	飯塚市忠隈523番地	
	名称	〇〇建設株式会社	
	代表者名	代表取締役 ×× ××	

※飯塚市記入欄

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修変更承認(不承認)通知			
1 承認いたします。			
2 承認いたしません。(理由:)			
		令和	年 月 日 飯塚市長
支給対象予定額	()円	保険給付予定額(割)	
		本人負担予定額(割)	
【()内は支給対象外金額を含む。】			

【変更の理由】・・・詳しく記載
【変更の内容】・・・具体的に記載

住宅改修費・福祉用具購入費 事前承認願取下げ書

先に申請しておりました、上記承認願について、下記の理由により取下げいたします。

記

承認年月日

令和 4 年 3 月 15 日

1 本人死亡のため		
死亡者	被保険者番号	12345678990
	住 所	飯塚市新立岩5番5号 ○○○○ ○○号室
	氏 名	飯塚 太郎
相続人代表者	住 所	飯塚市新立岩5番5号 ○○○○ ○○号室
	氏 名	飯塚 丸男
	続 柄	長男
2 その他の理由		

申請者 住所 飯塚市新立岩5番5号 ○○○○ ○○号室

氏名 飯塚 丸男

事業者 所在地 飯塚市忠隈523番地

名称 ○○建設株式会社

理由書作成者 所属事業所 ケアプランセンター ○○○

資格 介護支援専門員

氏名 ■■ ■■

相 続 人 代 表 者 届

令和 4 年 4 月 1 日

(あて先) 飯塚市長

住 所 飯塚市鹿毛馬 2333 番地 4

相続人代表者

氏 名 飯塚 丸男

(亡くなられた方との続柄 **長男**)

私は、下記の者の相続人代表者として、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費、及び介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の請求、受領に関する一切の権限を代表することを戸籍謄本等を添付の上届出いたします。

また、請求に関する受領については、別紙の口座への振込を指定いたします。

なお、問題等が生じた場合は、当方において処理し、貴市へご迷惑等はおかけいたしません。

記

・ 亡くなられた方の氏名

飯塚 太郎

・ 死亡年月日

令和 4 年 3 月 15 日

7 住宅改修費における介護給付費の適正化について

飯塚市では、適正に住宅改修費の給付を行うため、申請内容を審査する上で、関連書類の提出や内容説明を依頼することがあり、場合により助言、指導を行います。

また、住宅改修を行う利用者の自宅へ現地確認に伺うことがあります。この場合、理由書作成者や施工業者にも立ち合いを依頼することもありますので、その際には、ご理解とご協力をお願いします。

8 介護サービス関係Q&A集（厚生労働省HPより）

（住宅改修分抜粋）

項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等
領収証	領収証は写しでもよいか	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
工事内訳書	支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。	工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
添付写真の日付	申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
新築工事の竣工日以降の改修工事	住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。	竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
賃貸住宅退去時の改修費用	賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。	住宅改修の支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
賃貸アパート共用部分の改修費用	賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものとするが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
分譲マンション共用部分の改修費	分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。	賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意(区分所有法による規定も可)があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2

項目	質問	回答	QA 発出時期 文書番号等
一時的に身を寄せている住宅の改修費	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
入院（入所）中の住宅改修	現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。	入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できないものとする）。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取扱いして差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
家族が行う住宅改修	家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。	被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
理由書の作成担当者	介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。	可能である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)
手すり	手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（柵状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。	支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2

項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等
浴室の段差 解消工事	床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。	浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
上がり框 (かまち) の段差緩和 工事	(住宅改修) 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。	式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
段差解消機 等の設置	昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
床材の表面 加工	滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。	いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
扉工事	扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。	扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
引き戸の取 替工事	既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2

項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等
洋式便器の 改修工事	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかつたり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。①洋式便器をかさ上げる工事②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合	①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
洋式便器への 便器取替 工事	和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。	商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあつては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事	既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。	介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
和式便器の腰掛け式への変換	和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。	腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
滑り止めの ゴム	住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A
段差解消・ 手すり	玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。	貴見のとおり。 対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
玄関以外の スロープ	居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて

項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等
段差の解消	玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。	玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
通路面の材料の変更	通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
扉の取り替え	門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。	引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。	12.11.22 介護保険最新情報vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&Aについて
段差の解消に伴う付帯工事の取扱	（住宅改修）脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。 ①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。 ②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事 ③②の状態、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事	①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A

項目	質問	回答	QA発出時期 文書番号等
段差の解消の取扱い	平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。	浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A
住宅改修における利用者負担の助成	介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の1割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。	介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の90/100に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。 なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。	14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A
理由書の様式	住宅改修が必要な理由書の様式が示されたが、市町村独自で様式を定めることは可能か。	3月の課長会議で示した様式は標準例としてお示ししたものであり、それに加えて市町村が独自に定めることは可能である。	18.3.27 介護制度改革information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)
滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。	居室要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。	